

— 部及び同好会規約 —

部及び同好会は、本会の目的を達成するために文化、運動両面においての同好の者が集まり、各自の個性の伸長と自主性を養うために設置する。

第1章 部

第1条 設置の条件は次の通りである。

- (1)名称決定
- (2)目的は本会の目的に沿うものであること
- (3)人数は原則として10名以上、顧問1人以上を要する。

第2条 部への成立にあたっては、部活動代表者会の推薦と代表評議委員会の賛成を要する。部活動代表者会の推薦が得られない場合は全校生徒の5分の1以上の署名をもってこれに代行することができる。

第3条 各部の活動における統一部則は部活動代表者会で検討、決定し、またそれぞれの部の年間目標、及び年間計画の写しは一部を生徒会総務に提出する。

第4条 部は生徒会予算のほか顧問の承認を得て定められた範囲内の部費を集めることができる。

第5条 部への入部、退部は会員の随意とする。

第6条 各部は次の役員をおき運営すること。

- (1)部 長
- (2)副部長
- (3)会 計

第2章 同好会

第7条 同好会は同好の生徒によって構成され、生徒会総務のもとにおかれる。

第8条 同好会を設置する場合は、発起人8名以上顧問1名以上を要する。

第9条 各部は次の役員をおき運営すること。

第10条 同好会の成立は、部成立の手続きに準ずる。各部は次の役員をおき運営すること。

- (1)同好会長 1名
- (2)副部長 1名以上
- (3)会 計 1名以上

第11条 同好会は顧問の承認を得て会費を集めることができ、自費運営を原則とする。但し、同好会に必要な不可欠の支出と生徒総会が認めた場合はその限りではない。

第3章 休部及び廃部

第12条 部及び同好会の休部及び廃部は次の手続きを経て決定する。

- (1)生徒総務が、部及び同好会の実態調査を年1回以上必ず行い、調査結果を部活動代表者会に報告する。
- (2)①部活動代表者会はその調査結果を受け、次の条件のいずれかに満たない部及び同好会を休部扱いとする。
 - ア 練習(または活動)可能な人数であること。(運動部・文化部とも)
 - イ 月に一度以上活動がある場合。②休部の部及び同好会が再開するときは新たに顧問を要する。再活動する場合は部活動代表者会で審議し、代表評議委員会に提案する。
- (3)①休部扱いが2年間続いた場合、部活動代表者会が廃部検討を行う。廃部と決定したならば代表評議委員会に提案する。
 - ②代表評議委員会はその提案を受け、生徒総会にその提案を提出するか検討する。
 - ③部及び同好会の廃部の最終決定は生徒総会で行う。

第4章 付 則

第13条 本規約は生徒総会の議決を経て改正することができる。

第14条 本規約は平成10年11月の生徒総会の議決を経て改正し、これを施行する。